



今年も昨年に続きコロナウィルスに振り回された1年となりましたが、イベントの人数緩和等、少しずつですが生活に活気が戻ってきているように思います。ただ、コロナによりリモート会議が増えましたが、リアル開催の良さも改めて実感した1年となりました。

## 健康保険法改正 令和4年1月1日～

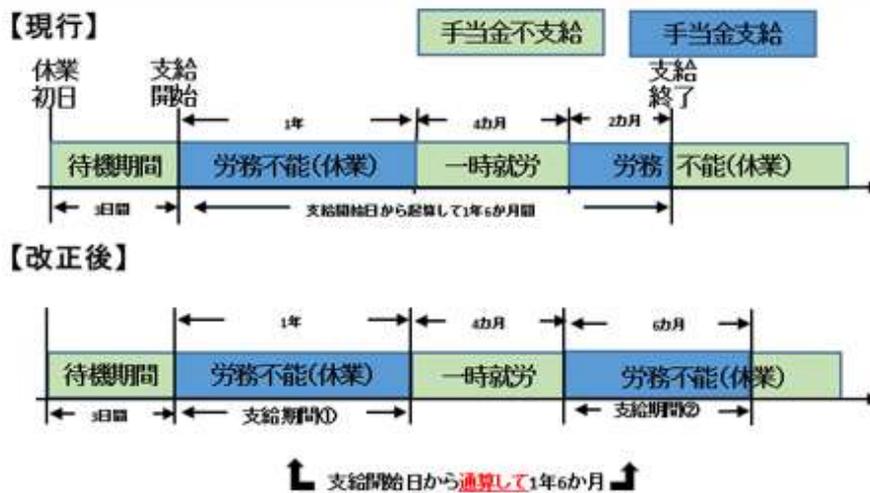
### 1. 傷病手当金制度の見直し

傷病手当金の支給期間である「支給開始日から起算して1年6か月間」が、「傷病手当金が支給された期間を**通算して**1年6か月間」になりました。

⇒同一の私傷病について、暦で1年6ヶ月の**期間**ではなく、1年6ヶ月分の**日数**で傷病手当金を受給することが可能になりました。

#### 【注意点】

支給期間の通算は令和3年年12月31日において、暦の通算で1年6ヶ月経過していない場合に適用されることになり、令和4年1月1日より前に暦の通算で1年6ヶ月経過しているものについては、支給期間の通算は適用されないこととなります。



### 2. 任意継続被保険者制度の見直し

- ・2年以内でも、被保険者が任意で資格喪失できるようになりました。
- ・健康保険組合における保険料の算定基礎に例外が認められます。(協会けんぽは対象外)

## 雇用保険改正 高年齢被保険者の特例 (マルチジョブホルダー制度) 令和4年1月1日～

複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が2つの事業所の所定労働時間の合計が20時間以上かつ31日以上の雇用見込み等の適用条件を満たす場合に、特例的に雇用保険に加入することができるようになる制度です。

⇒詳しくは厚生労働省ホームページ

**【重要】雇用保険マルチジョブホルダー制度**

についてをご覧くださいか、当事務所に問い合わせください。



週の所定労働時間が計20時間以上  
(各事業所においては、5時間以上  
20時間未満)



## 電子帳簿保存法改正 令和4年1月1日～

### ➤ 規制強化された点

#### ①紙出力による代替措置の廃止

現行法では、契約書や請求書等を電子データで受け取った場合、それを紙にプリントアウトして保存することもよいとされていました。いわゆる紙出力による代替措置です。

しかし、改正後はこの電子取引データの紙出力による代替措置が廃止され、電子データで受け取ったものは電子データのまま保存することが義務となります。

#### ②罰則規定の新設

改正前は重加算税の適用のみでしたが、改正後は罰則規定が新設され、電子取引データが仮装・隠蔽された場合、重加算税に本税の10%に相当する金額が上乗せされて課税されることとなりました。

### ➤ 対策

電磁的記録の保存方法には①「発行側でタイムスタンプを付与後に受領し保存する」②「受領後にタイムスタンプを付与して保存する」③「訂正削除履歴を残すか、訂正削除不可で保存する」④「訂正削除の防止に関する規程を備え付ける」という4つが示されています。

このように規程を策定することでタイムスタンプが不要になったものの、この方法が認められるには別の要件を満たす必要がある。それは「検索要件」だ。国税庁では「取引年月日(日付)や取引金額、その他主要な項目を検索条件として設定できること」「日付と金額は範囲を指定して検索条件を設定できること」「二つ以上の項目を組み合わせて検索条件を設定できること」を要件として示している。また、保存場所については「対象となるデータは検索できる状態で保存する必要があるため、当該データが添付された電子メールをメールソフトで閲覧できるだけでは十分ではない」とされています。

### ➤ 規程等

訂正削除の防止に関する規程サンプル(法人用、個人事業主用)、検索簿サンプルが国税庁のHPにアップされています。今後、タイムスタンプを付けることが一般的になっていくと思いますが、当事務所はこれまで通り紙の請求書を送っていた顧問先につきましてはそのまま紙対応とさせていただきます。ただし、請求書をPDFで受け取るケースもあるため、規程で対応する予定です。

## 最近の記事より (日経新聞)

➤ 令和4年度 雇用保険料引き上げへ(雇用調整助成金増のため財源不足となっているため)

➤ 解雇の金銭解決実は定着 ( )の中の数字は解決金額の中央値

①あっせん(20万) 労働審判(120万) 民事裁判(200万)

➤ 出張費不正で解雇は無効

出張費の不正受給を理由に懲戒解雇された日本郵便元社員の男性が「処分は相当性を欠き無効」として裁判を起した。

男性の請求を棄却した一審札幌地裁判決を変更して解雇を無効と認定、同社に未払い賃金など1800万円の支払いを命じた。

